

監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市長から令和2年度財政援助団体監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年5月20日

千歳市監査委員 千葉 英 二

千歳市監査委員 五十嵐 桂 一

課	指摘事項	講じた措置
総務部財政課	今回の財政援助団体監査だけでなく、定期監査や出資団体監査においても、補助金等交付事務に関する指摘（担当者に口頭で指導した軽易な事項を含む。）が依然として後を絶たない状況にある。これらは、交付申請や実績報告における関係書類の確認不足や、補助金等交付事務の基本的な事項に関する職員の理解不足が原因であると考えられることから、事務処理手続の周知徹底や職員研修はもちろんのこと、各補助金等の交付要綱の整備や全庁的なルールの見直しも視野に、可能な限り実効性の高い取組みを継続的に実施することにより、適正で透明性の高い補助金等交付事務の執行に努められた。 (監査結果に付した意見)	補助金等の事務手続に係る監査委員からの意見について（令和3年4月1日付財政課長通知）により、補助金等の予算執行に際しては、市民説明や情報開示ができるよう規則、要綱、要領を制定し、補助の目的、補助対象経費等の明確化を図ることはもとより、申請書の受付や内容等の審査・交付決定など事務手続においても適正に行う必要があることから、各補助金等の交付要綱を十分に確認し、必要に応じて要綱等の整備や見直しを行うとともに、事務処理手続の周知徹底等、事務手続の適正な執行に努めるよう全庁的に周知・啓発した。

(担当：総務部財政課)